

令和5年 5月12日

川崎市議会議長 様

川崎区在住者

ほか 497名

「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」、「行動・実行マップ」  
の策定に関する陳情

#### 陳情の要旨

「神奈川県動物愛護管理推進計画」を、更にブレイク・ダウンさせた、具体的かつ実効性のある本市独自の「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」及び「行動・実行マップ」の策定を求めます。

これにより、下記の諸処の理由による問題解決をすべく、行政・各ボランティア（グループ・個人）・市民の間で緊密な情報を共有し、実効性かつ具体的な活動の展開を可能とするための行政による仕組みの構築を要請します。

これらの実現を持って、現状のボランティア等の個別的分散化した「活動」から、市民による全体「運動」へ進化させることを目的とします。

#### 陳情の理由

1 まず、冒頭に申し上げます。

端的に言いますと、動物愛護の活動を現場において行うボランティアは疲弊しております。

とりわけ野良（飼い主のいない）猫に関する活動については、労力、費用、時間等の問題に加えて、一部市民の無理解などが活動の制約になっている等、多数の現実的な問題が存在します。

さらに、域内の実情を踏まえつつ、関係機関及び各関係者等が連携的かつ実効性のある活動を展開するための、市行政の機能が現行必ずしも発揮され

ているとは言えません。本市は平成26年（2014年）3月に、「動物行政の方向性」を示してはいるものの、その後10年を経て以下に見るとおり、それぞれの役割と責任において、現実には則した形で問題解決に向けて成果を上げてきているとは言えません。

これらの内容の検証をすることと、方向性を示すだけでなく、更に現状に則した具体的でかつ実効性のある行動指針及びタイム計画を織り込んだ、進化した「管理・推進の計画」及び「行動・実行マップ」の作成が必要であります。

行政の積極的なけん引役としてのリーダーシップが求められています。

## 2 本市における現行の動物行政は進化しているか。

### (1) 国の法改正

この10年、国の動物愛護管理法（通称）は改正を重ね、令和4年（2022年）改正では「遺棄・虐待の禁止」、「動物の適切な取扱い」のための規制が強化されました。

- ・犬猫等を殺傷した場合「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」
- ・犬猫等を遺棄又は虐待した場合「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」としています。これを受けて、全国の多くの自治体では、特に飼い主のいない猫を増やさないためのTNR活動等を始めとする、各種の取組が新しい発想と観点を織り込んだ形で展開されております。

### (2) 市の動物行政と現実

#### イ 現状の実態

国による法律の整備、また本市行政による関係諸施策等の実施を背景に、本市内においても飼い主のいない犬・猫に対する市民の関心は高まりつつあるように見えます。このような状況下で、市内の各地区において、ボランティアグループを始め個々人のレベルにおいて、犬・猫の保護など関連の活動が日々展開されてきているところであります。

しかしながら、これらのたゆまぬ活動の努力にもかかわらず、現実には市内の各所に、いまだに飼い主のいない猫（いわゆる「野良」）の存在が見受けられます。

以下、この陳情においては、次の理由により猫のケースを前提にして

申し述べます。

- ・犬は狂犬病予防法により、行政はその実態数などを把握していると考えられますが、猫の場合必ずしもそうではなく手薄になっていると考えられること。
- ・各地域で野良猫の姿はよく見るが、野良犬を見かけることはまれであること。
- ・域内において多数のボランティア団体（グループ・個人）が多面的な野良猫対策活動を行っている実態があること。

猫の例示として、川崎区内の一部に限っても、大師公園周辺、多摩川河川敷区域、京町緑道などの緑地帯を抱えるエリアには多数の猫たちが生息します。全市ではかなりの数になるものと推察されます。

加えて、臨海部の一企業（J F E社）構内には、推定で約100～150匹の野良猫が過酷な環境下で存在していることが報道などで知られています。

ボランティアとの協働で減少傾向にあるとされておりますが、10年来のこの問題は、企業の役割・責任と「市行政の在り方としての手腕」が問われてきた、と考えます。また、ここ南渡田地区の再開発工事が令和6年（2024年）以降に開始される時は、どのような状況になるのかは市民として関心を持たざるを得ないところであります。

（注）企業内には、法により、例えば「安全衛生委員会」があり、労使双方委員が構内の労働安全・衛生・その他の問題を協議し、解決を図ることになっていきます。「その他の問題」として、構内の過酷な環境下にある猫の問題が、なぜ長年解決の方向に向かわなかったのか。問題意識の欠如なのか、大いに疑問と言わざるを得ません。

#### ロ 「飼い主のいない猫」の対策など

周知のとおり、飼い主のいない猫（野良）の存在の原因は、①猫の遺棄（子猫の場合や、何らかの事情で飼養困難な成猫など）、②捨てられた猫の自然繁殖であります。

（イ）主に②への対策としては、市民によるボランティアには、T（T r a p、捕獲）・N（N e u t e r、去勢避妊手術）・R（R e t u r n、

元の場所へ戻す)活動を積極的に実施するグループがあります。

当該活動について見ますと、その労力、費用、人手不足等の問題を抱えて、決して容易なものではありません。

(ケース1)川崎大師公園の周辺部である川崎区川中島(1、2丁目)地域でのボランティアグループの場合、その活動内容は次のとおりです。

i 調査、ii 町内会への実施説明、iii 地域住民へ了解を得るための説明(一般の方はTNR活動についてほとんどが無知。市の啓もう活動が不十分)、iv 餌置き・捕獲、v 動物病院での避妊・去勢手術(病院で1泊させるケースもある。)、vi 里親探し又は元の場所に戻す、など一連の手順が必要になります。

このケースでは、令和4年8月～11月にかけて4回(2週間/回)、成猫38匹及び子猫14匹を捕獲しました。捕獲した中には、怪我を負っていてレスキューを必要として、特別な治療を要する猫もいました。経費合計は約50万円。避妊・去勢手術に対し、一部助成金はあるものの全てボランティア2名の個人負担となりました。

また、付随する課題の一つに、子猫を捕獲した場合の里親探しの問題があります。去勢・避妊手術をできずに元の場所に戻すことは、その後の自然繁殖の原因になるからです。

この里親探しの手立てには、譲渡会の開催があります。個人的に里親を探すケースを除き、通常で開催では、

- ・場所の確保。駅前デッキ、公民館、大規模店舗(人が多く集まる)、企業敷地内など。
- ・費用、人員の確保。当然に掛かる費用は小さくない。人員は数人から10人程度の確保が必要。子猫の参加は毎回約20匹前後(通常、市内に展開する複数のボランティアグループ及び個人が持ち寄る。)
- ・手間・時間の提供。通常は、日曜・祭日の半日の時間に猫を展示公開。

などの制約が伴うことになり、開催は必ずしも容易ではありません。

本市動物愛護センターにおいても、保護猫譲渡会を実施(原則毎月

1回、約20匹／回前後の子猫が参加)しておりますが、域内全体数に対する比率は小さい。多くは市内のボランティアが独自に譲渡会を開催又は里親探しに奔走しており、大半は民間任せになっているのが現実であると言っても過言ではありません。

TNR活動の予想以上の大変さに、音を上げて辞めていく人は少なくありません。現場は人手不足で十分な活動を行うにも、人員の面でも制約を受けております。

また、驚くべきことにボランティアの多くは、主婦の方々を中心とした女性であり、男性の参加はほとんど皆無です。当該ボランティア活動がいかにか市民全体(男女)の活動として浸透していないかの証左と言えます。

(ロ) 上記①、猫の遺棄について

啓もう、監視、禁止・処罰の問題があります。「猫を捨てる行為」に対する抑止力をどう構築するか。どのような方法で現実的に解決して、その数をゼロに近づけていくかが問われています。

例えば、

- ・川崎区京町地域にある大規模マンション敷地内(面積約26,400㎡)には、かつて動物愛護の方々により、十数匹の野良猫に10年来TNR活動が行われて、一時的に数の減少を見ました。

しかしながら、高齢化などにより活動が停止した後には、新たに捨てられた猫が生息するという繰り返しが起こっております。ここでは活動を継続していく後継者確保の問題もあります。

若い世代を中心とした何らかの啓もう教育等がなされているとしても、全般的に現場の活動に資する形での成果までには至っていない現状と言えます。

- ・また、京町緑地(遊歩道周辺)においては、かなりの数の野良猫がいたことから、この30年間少なくとも数名以上のボランティアによってTNR活動が実施されてきました。

ここでも同様に一時的に数の減少はありましたが、この約1年半～1年前の間で言えば、母親猫とその子猫4匹(現在は1匹のみ存在)

が捨てられ、ほかに新たに5匹の成猫、幼猫が姿を見せるようになっていす。現時点で計約10匹が生息している状況にあります。やはり、ボランティアの高齢化が進んでおり、活動の継続、後継者の問題があります。

なお、当緑地において30年間（実に30年）、地域猫に餌やりとTNR活動で多数の猫を救済してきた90歳の御婦人は、昨年11月に施設に入居されました。自宅にはレスキューした前足1本の猫がおりましたが、預け先を決めるのに苦労されていました。

このようなケースにおけるネットワークの構築及び一般市民への動物救済のための関連情報の提供や浸透が、十分ではない現状があります。

ちなみに、東京都の場合、令和3年以降の施策の中の「地域特性を踏まえた取組の推進」の中の、「区市町村、ボランティア等との協働による飼い主のいない猫対策の推進」を重点の一項目に掲げています。

#### ハ 実態数の把握についての問題点

「神奈川県動物愛護管理推進計画」（令和3年度～令和12年度）においては、例えば飼い主のいない猫（野良）の県内実態数は明記されておらず、これを前提とした具体的な対策の姿が見えません。

本市においては、地域独自に実態数の把握と具体的な対策はどのようにするかを示す必要があります。

ちなみに、東京都の場合、「飼育実態調査での飼い主のいない猫の個体数の推計値は（中略）平成29年度は10万頭（中略）動物愛護相談センターにおける猫の引取り、収容数は（中略）平成29年度は784頭」と、令和4年予算特別委員会で福祉保健局健康危機管理担当局長が答弁しています。

言わば、実態に対して保護できた猫の数はあまりに小さく、対策が追いついていないことが明確にされており、これを受けて都においては、令和3年以降、「東京都動物愛護管理推進計画」が市・区に下ろされて、多摩市、府中市、千代田区、足立区などでは既に地域の事情を踏まえた、新しい観点での具体的な活動が推進されております。

本市においても相当数が存在すると推定されますが、実態数は明らかにされておらず、その対策も講じられていないのが現状の姿であると考えます。実態の把握なくして問題の解決はあり得ないのであります。

## ニ 窓口行政の問題点

- (イ) 「地域猫サポーター」として市に正式登録をしているボランティアグループが、市の担当窓口に対し、避妊・去勢手術助成金の増額を始めとする各種要望を申し出ても、「上に上げておきます、と言われるだけで、本当にそれがなされたか、どうかは確認のしようがない。」(談話の原文) とのことです。

問題の本質は、助成金の額のオーダーなどではありません。大きな実績を上げてきているボランティアが各種問題点を担当窓口申し述べても何ら吸収する仕組みが形成されていないことです。このようなことが、現場ボランティアの意欲を削ぎ、疲弊させる一因になっています。

- (ロ) 登録された複数の「地域猫サポーター」の会合(情報交換などの機会)は、年1回開かれることになっています。現下、コロナを理由に開催されていませんが、人手不足の解消など協力・連携の可能性が絶たれている状況になっているといえます。命を日々つなぐ動物を相手にする活動において、年1回の会合も開けないのかと行政の腰の入れ方が問われています。

また、グループが個々に連携を取ろうにも、ほかのグループの存在が明らかになっていないとの声が聞かれます。行政施策の配慮の至らなさが表れております。

## ホ 地域との連携・協力の在り方

現場のボランティアは地域住民に、

- ・ T N R 活動などの内容を知ってほしい。
- ・ 人材募集のポスターを貼るにも、募金箱を置くにも場所がない。

との声があります。

一般市民に対する動物愛護施策及びボランティアなどの活動に関する情報の浸透が必ずしも十分でないことが伺えます。

## へ 福祉と動物愛護との在り方

また、高齢者への譲渡条件一つを取っても、本市では「65歳以上」は制限項目としています。なぜこの年齢であるのか。他県はかなり柔軟性を持った条件にあります。広く議論された結果であるのか。

つまり、計画は机上で出来上がる観念的な条文であってはならないことは当然であります。

ちなみに、東京都の「課題への具体的取組」(マップ)において目をひく項目に、都民の声を踏まえた形で、例えば「地域の特性を踏まえた取組の推進」の中で、①動物一時預かりの仕組みの構築等、高齢者の動物飼養への支援、②ボランティア等との協働による飼い主のいない猫対策の推進があります。

都の計画の現場の意見の吸い上げと、その結果のきめ細かさを知ることができます。繰り返しになりますが、これは机上のみで書ける内容ではありません。

上記のとおり見てきますと、市が推進すべき対策(ここでは猫の問題に限って)の要諦は、

- ・野良猫対策(TNR等)
- ・猫の遺棄をさせない防止対策
- ・保護した猫の譲渡会(里親探し)対応策

などであります。これは中長期的な観点からは、殺処分ゼロへの道の最短手段であると確信します。

これらの問題解決に当たっては、「広く市行政関係部署と民間ボランティアと市民との間に「地域ネットワーク」の構築」が是非とも必要であり、有効性を持たせるべきであると考えます。現状は整っておりません。

本市において、現行の在り方を改善・進化させた形態の動物愛護管理に係る各関係者の「更なる連携・協働」を前提とした、体系的・有機的であり、かつ実効性を上げるための仕組み(「体制」と「ネットワーク」)作りが必要であります。

現状、何がしかのネットワークがあるとすれば、その密度と実効・機能性と周知度の不十分さにおいて、大いに問題があり、改善されるべき



であることを痛感します。

3 「神奈川県動物愛護管理推進計画」、「川崎市における動物行政の方向性」と実情とのかい離、並びに陳情について

まず、上記に見る川崎区を中心とした実例は、県内及び本市各地域において異なる状況であると言う根拠はなく、これは縮図であると認識するべきであります。

このような視点を持って、以下のとおり考えます。

(1) 「神奈川県動物愛護管理推進計画」に係る問題点（含む、一部要望）について

① 計画の3ページ（以下「P3」）に、六市の役割で、「また、市町村や（中略）活動を支援するなど、計画を推進する上で中心的な役割を果たします。」とあります。令和3年度に県の当該計画が策定された今、本市は実効性のある具体的な行政施策として落とし込み、主体性と責任を明確にした市レベルの管理推進計画を策定してけん引役になる必要があります。

② P6に、動物愛護推進員の役割とありますが、各市の各地域に実数として何人委嘱されていて、その具体的な活動実績は必ずしも明らかでなく、周知されておられません。

ちなみに、東京都の場合、課題への具体的取組の中に、「地域特性を踏まえた取組の推進」の中の一項目に「区市町村と動物愛護推進員との連携推進（活動分野別情報の提供等）」を特に盛り込んでおります。

③ P7に、各主体の役割と関係図（かなり観念的な内容）に、ボランティアの記載の中に現状のTNR活動等の記載がありません。この活動の中に現場当事者たちが抱える多くの問題が存在します。行政の視点の欠如があり、問題であるといえます。

また、例えば猫の遺棄に対する監視体制はないのか。市内各地域において、現実多くの捨て猫の実態がある中でこの視点がないことは手落ちであり、現場での問題点の把握が不足しています。あえて指摘すると、実際に苦勞するボランティアからの声を十分吸収できているのかと、疑問を抱かざるを得ません。

上述のとおり、「動物の愛護及び管理に関する法律」で、遺棄・虐待した場合「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」とされていますが、日常の監視システム（抑止力の構築）をどうするのかの視点は示されていません。特に猫の遺棄は無くならない現実があります。捨て猫に対しては監視力が極めて希薄といえ、問題点としての認識が必要であります。

- ④ P 8に、令和元年度の犬・猫の引取り数2,180頭とあります。全県の数字であるならば極めて規模が小さい（上述のとおり、東京都の犬の未登録数：3万頭、飼い主のいない猫：10万頭（推定）。本市はどうか。）。

この数については、過去7年間の数値からも大幅に減少、と記載されていますが、果たしてそうか。その陰に民間ボランティア活動による成果があるのでは、と容易に推測されます。この点把握できているのか。

「猫の返還・譲渡率」については、ボランティアの協力により譲渡数が増えているものの、生まれて間もない幼猫の引取りが一定数存在することを考慮し」との記載があります。ボランティアの成果は実数把握できているのか。いずれにしても、ここでも見えにくいボランティアの活躍があるといえます。

- ⑤ P 12に、現状、「所有者不明の猫の引取り数も年々減少して」とあります。

動物愛護意識の高まり等により、絶対数の減少は見られますが、いまだ表に出ない所有者不明（飼い主のいない）のかなりの数の猫が事実存在するという認識は重要であり、この問題に関しては全ての出発点であると言っても過言ではありません。

- ⑥ P 13に、猫の致死処分数についても、「平成25年度から令和元年度の7年間で約75%減少しました。これは、引き取った猫の大半が、生まれて間もない幼猫ですが、ボランティアの協力によりその多くが譲渡されているためです。」とあります。

減少に至るまでの実数は把握できているのか、ボランティアの努力と苦勞が推測できます。いかに民間ボランティア活動の成果が大きいかが分かります。

- ⑦ P 14に、「課題ア、飼い主の都合で引き取られる犬や猫（中略）終生飼

養（中略）の重要性を認識してもらうことが必要です。」とあります。

そのとおりです。しかし、継続飼養できない実状には、飼い主の高齢化によるなど様々なケースがあり、これに対する考察がありません。

本市においては、高齢者への譲渡条件一つを取っても、「65歳以上」は制限項目としています（前期高齢者は早々と飼いきれない状況との市民の声も多い。もちろん一定の規制基準は必要としても）。なぜこの年齢であるのか。他県はかなり柔軟性を持った条件にしてあります。広く議論された結果であるのか。

つまり、計画は机上で出来上がる観念的な条文であってはならないことは当然であります。

ちなみに、東京都の場合、同じく「地域特性を踏まえた取組の推進」の中の一項目に、「動物一時預かりの仕組みの構築等、高齢者の動物飼養への支援」を施策に織り込み、打ち出しております。動物愛護と高齢者福祉を結び付けた、これからの時代に則した新しい考え方が既に導入されております。都の計画に現場の意見の吸い上げと、その結果のきめ細かさを知ることができます。繰り返しになりますが、これは机上のみで書ける内容ではありません。

- ⑧ P15に、「対策イ、動物が飼えなくなった場合には、飼い主自ら譲渡先を探すこと等についての指導を強化します。」とあります。

しかし、飼い主の本来の責任はもちろんでありますが、観念的な指導強化だけでは実態に対応できません。飼えなくなった理由には幾つかのケースがあり、東京都の例に見るようにセーフティーネットが必要となります。譲渡先を相談し、実効性のある、活用できる地域ネットワークづくりを行政が主体的にルールを敷く必要があると考えます。

この場合、民間ボランティア等と連携強化を最大限図る仕組みの構築が求められています。上述のとおり、東京都の場合、「地域特性を踏まえた取組の推進」の一項目に、「区市町村、ボランティア等との協働による飼い主のいない猫対策の推進」を強化策として掲げています。

- ⑨ 「対策カ、飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進及び（中略）普及啓発を図ります。」とあります。

手術を実施する主体は誰なのか。実際は民間ボランティアが負っています。市・自治体は助成金を出していると言う。1頭当たり何円の持ち出し自腹負担があるのか。その認識はあるのか疑問です。

実際、川崎区内のボランティアグループの声として、「TNRは手術代その他捕獲する餌代等もかかります。手術だけで終わらず医療を施してのリターンもあります。」(原文のまま)。

これも東京都の場合になりますが、現場実態の認識を踏まえて、TNR活動に伴うほぼ全額に近い費用(手術代・付随治療費、交通費、餌代など)を自治体がカバーするなどの改善を図っております。

- ⑩ P17に、「課題ウ、幼猫は、飼養や譲渡が困難であることから、幼猫の収容数を増やさないことが必要です。」とあります。

現実のケースにおいては、多くの幼猫はボランティアのTNR等で捕獲しています。譲渡先をボランティアの方で確保すべきと言っているのか。現場を省みないでボランティアに押し付ける行政の無責任な立場としか言いようがありません。

区内のボランティアの声、「TNR活動と子猫の保護はセットです。子猫の保護にも力を入れてください。」(原文のまま)。上述のとおり、譲渡会の開催はボランティアにかなりの負担を強いております。

さらに、東京都の場合、「致死処分数減少への取組」の項目に、「譲渡ボランティア団体との連携拡大」及び「譲渡体験の公開などによる譲渡制度の認知度向上」を重点施策として掲げております。すなわち、より実効性のある施策内容へと進化させております。

- ⑪ P18に、「対策ウ、ボランティア、関係団体等との連携、譲渡体制の拡充により、更なる譲渡の推進を図ります。」とあります。

本市のケースでは、確かに動物愛護センターにおいて保護猫譲渡会は実施(原則月1回)しております。しかしながら、全体数に対する比率は小さいと言わざるを得ません。

区内ボランティアグループから、「譲渡会開催のための場所の確保、経費等の問題があり、譲渡活動が進めにくい」との声がありますが、吸収されておられません。果たして行政による関係者間の連携や譲渡体制の拡

充は十分に行われていると言えるのでしょうか。その実績に疑問があります。

Ex、鉄道駅前、ホームセンター、民間企業内敷地等の候補はありますが、様々な制約条件があるのが実態で、行政の寄り添ったサポート等の支援の形は見えません。行政は具体的な対策と仕組みを持ち合わせているのか。それ以前に各ボランティアの窮状を把握できているのか、重ねて疑問であります。

- ⑫ 「対策エ、飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進及び（中略）普及啓発を図ります。」とあります。

促進・普及を図るのは良いが、主体は誰か。ボランティアが主語であるなら、上述のとおり更なる経費と労力と時間の負担を強いるものであります。すなわち、現状のボランティアの窮状と問題点の理解と、これらを解決することなく、進めることは現場ボランティアの疲弊を招くばかりであります。

実際、上述のとおり、川崎区内のボランティアグループの声として、「本年9月～11月、川中島地区で実施したTNR活動で成猫38匹及び子猫14匹を捕獲。要した全経費は約50万円。個人の持ち出しです。」（談話）とのことであります。もちろん行政の施策や助成金の少なさへの不満が聞かれます。

さらにまた、上述とおり「窓口の担当に言っても、上に上げておきます、と言われただけで本当にそれがなされたか、どうかは確認のしようがない。」（談話）とのことでありました。

問題の本質は、助成金の額のオーダーなどではありません。「地域猫サポーター」として正式に登録をし、大きな実績を上げてきているボランティアグループが各種問題点を担当窓口で述べても十分に吸収する仕組みが形成されていないことに現状の課題があります。現場ボランティアたちは疲弊するばかりであると言えます。

SNS「2022年（令和4年）11月17日配信の「まいどなニュース」（多摩市のケース）

タイトル：「保護猫活動はボランティア」が当たり前？ 「野良猫の保

護」「飼養放棄の問題」を、福祉とセットで解決を目指す取り組みとは」  
多摩市 2022年度（令和4年度）予算計上

- i 「飼養継続困難動物保護調達事業」
- ii 「飼い主不明猫保護譲渡支援事業」

⑬ P24に、「対策ウ、遺棄・虐待の事例が発生した場合には、警察等と連携し」とあります。

ここで言う連携に関して、例えば動物愛護推進員等を組み込んだ何らかの仕組みは考えられないのか。特に、遺棄について通報の実績は何件あるのか。市内各所に捨て猫の事例は都度発生しております。

(2) 「川崎市における動物行政の方向性」の問題点（含む、一部要望）

イ 見直しの必要性

国は動物愛護管理法の改正を都度重ね、令和4年にも改正をしています。「この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」を、受けたものです。

神奈川県においては、国の動きを受けて、令和3年度からの「管理推進計画」をスタートしておりますが、その内容の問題点については上述のとおりです。

本市につきましては、平成26年3月に「動物行政の方向性」を策定しています。既に10年を経過しており、他都道府県が現下の状況に対応する施策に取り組む中、本市では令和の時代において更に進化した施策が求められています。

ちなみに、東京都の場合、国と同様に5年後を目途に見直しを基本に、都動物愛護管理審議会の答申を受けて、従来の計画を見直し、新たな取組を加えて計画化。主な施策には年次計画を策定、としております。

すなわち、計画は策定後、問題解決に向けての具体的なアクション・プラン（P l a n - D o - C h e c k - A c t i o n）のための仕組みづくりと、役割・責任体制を明確にし、タイム計画が示されて、実行の成果が測られます。さらに改善のための再実行をすること、が求められます。P D C Aについては、民間のボランティアグループの活用・参加

により、再検討・改善のためのサイクルを繰り返し回していくことが強く望まれます。

また、都の令和3年度の改正では、特筆すべきは「都が関係諸団体それぞれの役割に主体的に取り組みながら、一層の連携・協働により、効果的に施策を展開」としています。すなわち、行政の責任とリーダーシップを明記しているところです。

また、重点施策面では、①地域における相談支援体制の整備、②遺棄・虐待防止施策、③地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及を掲げて、それまでの施策を踏まえて絞り込んだポイントを盛り込んでおります。現下の状況に合わせた内容と言えます。これらは、既に都から市区町村へ下ろされて、多摩市、府中市、千代田区、足立区では更に地域の特性に応じて具体的な施策が展開されているところです。

片や神奈川県「管理推進計画」では、関係諸団体と「適切な役割分担の下に、ネットワークを更に緊密なものとする必要があります。」としていて、微妙な表現がされており、必要性を語るのみで行政の主体性と責任・リーダーシップは隠されております。

#### ロ 川崎市動物行政の具体的な問題点

上記の(1)県の「管理推進計画」の項に併記した川崎市に係る問題点に加えて、更にこの項で述べます。

① 「動物行政の方向性」の11ページ（以下、「P11」とする。）に、「動物愛護センターは、飼い主の不明の動物が収容された場合にはホームページ上に公表し、飼い主への返還に努め、飼い主が現れなかった動物（中略）については、可能な限り新しい飼い主を見つけ譲渡しています。」（譲渡実績は平成24年「猫・273頭」と記載）としています。努力義務としてはそのとおりです。

しかし、飼い主のいない猫（ここでは猫に限って）全体数は明らかにされておらず、ごく一部の解決・対応にしかありません。

東京都のように、10万頭（推定）と明らかにして、これの対策を念頭に施策が立てられているのとは大きな違いとなっています。現状の認識なくして問題の解決なしです。

- ② P16に、川崎市民に対するアンケート結果の取り組むべき項目の一つに、「ボランティア団体などの活動を支援する」とあります。

空文化しているのではないか。市の広報サイトで「川崎市動物愛護センター懇談会報告書」を見ても直近の記事は2018年（平成30年）8月のものであり、その後は更新されておられません。

上述のとおり、行政窓口担当と現場ボランティア、及びボランティア間の連携支援等に対する行政のリーダーシップは希薄と言わざるを得ません。

- ③ P19に、市民アンケートにおいて動物愛護センターで今後更に充実してほしい業務項目として、「野良猫等の不妊去勢手術の実施」（1位）、「飼い主のいない動物の譲渡」（2位）。誰が主体となって実行するかの問題が絡みます。

まず、10年を経過したこの間に、成果実績数の推移はどうなっているのかです。明らかにするべきです。

全体数の多さから同センターのみで解決・対応できるとは考えられず、現実にはボランティアが負っています。その主体である現場ボランティアの疲弊は上述のとおりです。費用・人員・手間などの問題解決に民間・ボランティアを巻き込んだ新しい改善策が求められています。

- ④ P22に、個人・団体等との連携・協働に関して、「多様な主体との連携・協働という視点に立って、市全体が官民の立場の違いを超えて連携を強化し、取組を進めていきます。」とあります。

果たして空文化していないか。上述したとおり、重点課題に対する実効性のあるアクション・プランと連携の姿は見えていません。

- ⑤ P24に、「地域における動物をめぐる問題について、ボランティアが行政と連携しながら、課題解決に取り組むことが期待されるようになっていきます。」とあります。全く逆であります。主語は行政であるべきで、ボランティアを巻き込んで課題解決に当たるのです。市行政は民間に押し付けるのではなく、けん引役としてのリーダーシップを発揮する責任があります。手足となって現場で協働する民間ボランティアの環境整備を十分実現するのが行政のあるべき姿であります。



また、上述のとおり、連携の仕組みづくりは十分進んでおりません。四十数名の市民が登録している「かわさき犬・猫愛護ボランティア」は、その連携の実態、会合や連絡会などの活動実績はどのように進んでおりますか。お示しいただきたい。具体的な会合の開催基準等は周知されておりますでしょうか。

- ⑥ P 25に、「行政はボランティア同士の交流を、その場を提供する（中略）連絡体制の整備（中略）組織化が必要」、「ボランティアと行政職員との意見交換の場を設け」とあります。

上述のとおり、現実には空文化しています。市内における現状の活動実績について、明らかにしていただきたい。また、具体的なアクション・プラン（開催や行動の基準）を策定し、関係者への周知を求めます。

- ⑦ P 26に、譲渡などに関して、「動物愛護団体やボランティアと連携した譲渡の取組を進めます。」とあります。

上述のとおり、譲渡会開催には様々な支障が存在します。これら活動を制約しないように行政は環境及び条件の整備の役割を担う必要があります。仕組みの策定を求めます。

また、遺棄などの防止に関して、「啓発を進め（中略）適正飼養教育を通じてそれらを未然に防止する」とありますが、現下捨てられる猫は後を絶たずかなりの数に上ります。まず、その現状の把握・認識と、抑止力を持たせるための監視の仕組みを構築する施策を求めます。例えば各地域に「動物愛護会」（仮称）なるものを立ち上げること等が考えられます。

（注）例えば、市内の公園緑地における「愛護会」は、現状地域住民を構成員として実績を上げている。

- ⑧ 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」の「2、野良猫」項目には、「全ては無責任な飼い主による「捨て猫」「不適切飼養」に端を発しています。」とし、また「対象の猫を把握するとともに、（中略）不妊手術の徹底、（中略）適切に管理し、野良猫の数を今以上に増やさず」とあります。

飼い主の責任は言うまでもありませんが、問題は現実存在する飼主のいない猫の対策をどうするのかです。対象猫の数ほどのように把握されていて、実態数推移はどうか。主語、主体は誰なのかの記載と、具体的な役割分担と行動基準などは明確にされておられません。

現場に存在する対象の猫に対しては、上述のとおりその大半をボランティアが負っております。行政の認識の希薄さと、対策の遅れがあります。

東京都府中市、足立区のケース。

「飼い主のいない猫を守る行政窓口を設置」し、動物愛護の支援団体、ボランティアの方々と連携。都による「動物の相談支援体制整備事業」を活用して、行政が次の費用を負担。

- i 飼い主への助言、支援に要した経費補助
- ii 飼い主から引き取った動物や保護した飼い主のいない猫を譲渡するまでに要した経費
- iii 新しい飼い主へ動物を譲渡するために要した経費

⑨ 「3、野良猫対策」項目に「野良猫の数を減らしていく努力」、「対策に加え、(中略)地域猫活動を支援しています。」として図式の中でボランティア主導と示されております。

むしろ逆で、行政が主体的に主導して活動の環境整備を図り、民間ボランティアは協働して実施する。行政はTNR活動等を実施しやすくする責務があります。

上述のとおり、現状は不十分と言わざるを得ません。行政の積極的なリーダーシップを求めます。

#### ハ 問題点の整理と具体的な方向性について

(イ) 動物愛護管理法の改正等に見られるとおり、法整備や日本人の動物愛護に対する意識は近年徐々に高まりつつあるように見えます。しかしながら、本市においては法律の条文に見合うだけの実効性と実績を上げるに至っていないと認識しています。

大きな要因に、

- ① 現場の実情の把握が十分でないこと。

② 現場のボランティアが直面している窮状や問題点の吸収が必ずしも十分ではないこと。

③ 行政、ボランティア、関係団体等のネットワークが希薄であること。  
(一本だけが単体でつながるのではなく、文字どおり網の目のようにきめ細かく緊密に情報などが流れる形態。市内のボランティアグループの間、もしくは個人が、現行、横の連携がほとんどなく分離・個別的に行う活動が、今後は行政が積極的にけん引役となり、リーダーシップを十分発揮して市民全体を巻き込み、真に実効性のある連携・協働の運動の実現を要請します。)

④ したがって、具体的かつ効果的な行政施策が展開されるに至っていない。

と考えます。

動物愛護の多面的な活動は、民間ボランティアの力で成り立っております。その現実の中で、現状のままの継続で疲弊が進み、果たして健全な動物行政の執行は成り立つのだろうか、大いに疑問を呈します。

(ロ) 「神奈川県動物愛護管理計画」(令和3年度～令和12年度)は、問題を含むものの条文としての形は一応整備されておりますが、これを踏まえて本市として地域の実情をより反映させた具体的な施策・計画の作成を要請します。

条文・形式だけを整えた内容ではなく、例えば「東京都動物愛護管理推進計画」のように自治体として現下の具体的な問題点を把握した上で、重点施策を絞り込み、盛り込むことであります。何よりも「行政の意思」を織り込む必要があります。

東京都の場合、

① 当該計画の位置づけについて、「都民、事業者、ボランティア(中略)、都といった(中略)様々な主体に共通の行動指針」として行動の主体者を明確にしています。

② ボランティアの役割では、「行政と連携・協働し、(中略)飼い主のいない猫対策の協力等」とし、あくまでも協力者としています。

すなわち、自治体・行政が主体となって、施策を推進するとしてい

ます。民間ボランティア任せで、横にいる存在であってはならないのであります。

- ③ 都の役割では、例えば「総合的な対策を（中略）関係者とより一層連携・協力を図りながら、推進していく」推進主体としています。

責任を負うということであります。行政は横に居たり、逃げ腰であることは許されないということです。民間は協力者であって、行動と実効性の責任は行政である、となります。

ここで、誤解があってはなりません。ボランティアを始め民間の力は、大いに活用すべきで、行政はそのための仕組みづくりとスキームを構築することに当然全力で努力していただきたい。

### (3) 陳情について

上記の諸処の観点に立ち、県の「動物愛護管理推進計画」では現状をフォローできているとは言い難く、したがって、本市独自の、市レベルの全体計画が必要であります。加えて、上述のとおり「川崎市における動物行政の方向性」にも不十分さがあり、市の計画策定時に、この点の問題の解決策をしっかりと落とし込むことを要請いたします。

全国に先駆けた本市独自の充実した内容の「川崎市における動物愛護管理・推進の計画」、「行動・実行マップ」の策定を求めます。

なお、これらの策定に当たっては、上述したとおり、これまで必ずしも十分に吸収されていなかった現場の活動に携わるボランティア・市民などの情報・声を踏まえて、地域の実情に則した内容にさせていただくことを重ねて要請いたします。

## 4 結び

本陳情は、市行政に対し求めるだけでなく、市民各位の幅広い参画を前提に、効果的な愛護活動を実行できるべく、その組織と仕組みの構築を求めるものであります。従前からの行政の諸施策もあり、市民それぞれの動物愛護に対する意識と意欲は、関係団体へ寄附金などの支援を申し出る方々の数の多さにも表れております。既に蓄積したものがあり、活動への参画は実現するものと確信いたしております。

市行政と市民の力が、これまで以上に結びつき、実績を上げていくことを

願い、上記内容を要請いたします。

この陳情が目指す最終の目標点は、これまでの「個別的な切り離れた活動」から「新しい形態の地域全体運動」へ仕組みの構築・発展をさせることです。

全国で最も先進的な計画の策定を心から願っておりますことを最後に申し添えます。